平成２６年（フ）第８６６４号
東京都世田谷区宮坂２丁目26―27　シューネルツヴァイクＢ401
破産者　八巻　朝之
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７１６号
東京都世田谷区松原５丁目２番６号
破産者　有限会社ブティック華
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７２８号
茨城県守谷市百合ケ丘１丁目2409番地の１
破産者　株式会社ワイ・エス・エー
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７２９号
千葉県市川市湊新田２丁目３―24―303
破産者　山崎　慎一
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７４６号
茨城県神栖市石神338
破産者　小室　　明
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５６号
東京都練馬区北町７丁目７番１号
破産者　株式会社フィット・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５７号
東京都豊島区雑司が谷３丁目11番４号
破産者　株式会社Ｆ．Ｉ．Ｔ
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５８号
東京都練馬区北町７丁目７―１
破産者　大武　　巌
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７５９号
東京都練馬区北町７丁目７―１
破産者　大武トクコ
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８７９９号
東京都中央区日本橋本町３丁目３番６号　ワカ末ビル７階
破産者　フィルマックス株式会社
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８００号
千葉県千葉市花見川区花園町2472番地25
コーポラス花園205号
破産者　永富　一泰
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８０１号
静岡県熱海市梅園町29番19号
破産者　有限会社山田畳店
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８０５号
東京都北区浮間１丁目15―19―104
破産者　宮本　哲也
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８２６号
東京都港区赤坂４丁目４番17―301号
破産者　有限会社オリビエ
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８２７号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246―145、開始決定時の住所神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1245―125
破産者　飯島　　隆
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８２８号
東京都千代田区神田駿河台１丁目２番地５駿河台ビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区太子堂１丁目１番７号
破産者　株式会社チアル・アンド・アソシエイツ
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８５４号
東京都東久留米市学園町２丁目４―２―107
破産者　伊藤　克彦
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８５６号
東京都足立区南花畑１丁目16番３号
破産者　有限会社ホクサツホーム
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８５７号
東京都足立区南花畑１丁目16番３号
破産者　有限会社平木場工業
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８５８号
東京都足立区南花畑１丁目16―３
破産者　平木場咲子
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８８８１号
東京都新宿区西早稲田１丁目11番１号
破産者　株式会社ユニ興産
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部